

## 【参考】新しい営業許可業種の概要（一覧表）

旧許可業種（34業種） 【現行】	新許可業種（32業種） 【令和3年（2021年）6月1日～】	業の範囲	概要及び留意点
飲食店営業（旧第1号）	飲食店営業（第1号）	食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業	●「調理」とは、その場で客に飲食させるか、又は短期間のうちに消費されることを前提に、飲食に最も適するように食品を加工成形すること。 ●まんじゅうの既製品（あんまんじゅう、肉まんじゅう等）を蒸して販売する場合、飲食店営業の許可は不要（届出対象）。
↳ 飲食店営業（自動販売機）	調理機能を有する自動販売機営業（第2号）	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	●自動販売機による飲食店営業と喫茶店営業を統合し、単独の業種として規定。
喫茶店営業（旧第2号）	（届出業種）		●屋内 <sup>*</sup> に設置され、自動洗浄機能等の一定の要件を満たす場合は届出対象。 ※「屋内」とは「屋根、柱及び壁を有する建築物内」のこと。
↳ 喫茶店営業（自動販売機）	食肉販売業（第3号）	鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む）を販売する営業	●自動販売機による角氷や水の量り売り（水のみを原料とする場合）は届出対象。
食肉販売業（旧第12号）	（届出業種）		●容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態での販売する営業は届出対象。
↳ 食肉販売業（包装食肉）	魚介類販売業（第4号）	店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む）を販売（小売・仲卸）する営業	●半製品（未加熱のとんかつ、メンチカツ、コロッケ等）の調理も可能。これらの半製品を調理し、完成品を調理販売する場合は飲食店営業の許可が必要。
魚介類販売業（旧第14号）	（届出業種）		●容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態での販売する営業は届出対象。
↳ 魚介類販売業（包装鮮魚介類）	魚介類販売業（第5号）	魚介類市場で鮮魚介類を競り売り等による取り引きにより販売する営業	●「鮮魚介類」に冷凍した鮮魚介類が含まれることを明確化。魚介類を活み、放血、頭・内臓・鱗除去等したもの、切り身又はむき身、生干し等にしたものを含む。
魚介類せり売営業（旧第15号）	魚介類販売業（第6号）	生乳を集荷し、これを保存する営業	●附帯的に魚介類を茹でる、焼くなどの調理や米飯と組み合わせた食品の調理も可能。
集乳業（旧第9号）	乳処理業（第7号）	生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳を製造（小分け含む）する営業	●入札、相対による取り引きを含むが、仲卸は含まれない。
乳処理業（旧第6号）	特別牛乳搾取処理業（第8号）	牛乳を搾取し、特別牛乳に処理する営業	●集乳業の対象は「生乳（搾乳後殺菌等の処理が行われていない動物の乳）」と包括的に規定。
特別牛乳さく取処理業（旧第7号）	食肉処理業（第9号）	食用に供する目的で鳥若しくは獣畜をとさつ・解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割・細切する営業	●生乳の定義は、集乳業に同じ。
食肉処理業（旧第11号）	食品の放射線照射業（第10号）	食品に放射線を照射する営業	●乳製品（飲料に限る、乳酸菌飲料を含む）、清涼飲料水の製造も可能。
食品の放射線照射業（旧第18号）	菓子製造業（第11号）	菓子（パン及びあん類を含む）を製造する営業	●複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業を除く。
菓子製造業（旧第3号）	アイスクリーム類製造業（第12号）	アイスクリームその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業	●小売り販売も可能。
あん類製造業（旧第4号）	乳製品製造業（第13号）	乳製品（アイスクリーム類を除く）及び乳酸菌飲料を製造する営業	●ばれいしょの発芽防止の加工のみ認められている。
アイスクリーム類製造業（旧第5号）	清涼飲料水製造業（第14号）	生乳を使用しない清涼飲料水又は乳製品（飲料に限る）を製造（小分け含む）する営業	●複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業を除く。
乳製品製造業（旧第8号）	食肉製品製造業（第15号）	ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（食肉製品）を製造する営業	●完成品を製造する営業であり、菓子種の製造は含まれない。
清涼飲料水製造業（旧第19号）	水産製品製造業（第16号）	魚介類その他の水産動物又はその卵を主原料とする食品を製造する営業	●客が購入した菓子・パンに飲料を添えて施設内で提供する場合、飲食店営業の許可は不要。
食肉製品製造業（旧第13号）	氷雪製造業（第17号）	氷を製造する営業	●調理パンの製造も可能（飲食店営業、そうざい製造業の許可は不要）。
食肉なり製品製造業（旧第16号）	液卵製造業（第18号）	鶏卵から卵殻を取り除いたものを製造（小分け含む）する営業	●アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデー、みぞれ等が対象。
氷雪製造業（旧第21号）	食用油脂製造業（第19号）	食用油脂を製造する営業	●ソフトクリームミックスも製造可能。
食用油脂製造業（旧第23号）	みそ又はしょうゆ製造業（第20号）	みそ又はしょうゆを製造する営業	●乳等省令に規定する乳製品（クリーム、バター、チーズ、粉乳、練乳、発酵乳、乳飲料等）及び乳酸菌飲料（無脂肪固形分3.0%未満を含む）が対象。
マカリウ又はショートニング製造業（旧第24号）	酒類製造業（第21号）	酒類を製造（小分け含む）する営業	●製造は小分けを含む（固形物の小分けを除く）。固形物の小分けは、食品の小分け業の対象。
みそ製造業（旧第25号）	豆腐製造業（第22号）	豆腐を製造する営業	●生乳を使用しない乳酸菌飲料、生乳を使用しない乳飲料の製造も可能。
しょうゆ製造業（旧第26号）	納豆製造業（第23号）	納豆を製造する営業	●食肉・食肉製品を使用したそうざい（牛肉コロッケ、肉餃子等）の製造も可能。
酒類製造業（旧第28号）	麺類製造業（第24号）	麺類を製造する営業	●食肉製品製造のための食肉の細切・分割は、食肉処理業の許可は不要。
豆腐製造業（旧第29号）	そうざい製造業（第25号）	通常副食物として供される煮物、焼物、揚物、蒸し物、酢の物、あえ物又はこれらの食品と米飯その他の主食と組み合わせた食品を製造する営業	●複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業を除く。
納豆製造業（旧第30号）			●魚肉練り製品（かまぼこ、ちくわ等）の製造を含む。わかめ等の海藻類は含まない。
麺類製造業（旧第31号）			●魚介類等を使用したそうざい（魚の煮物や揚げ物等）の製造も可能。
そうざい製造業（旧第32号）			●液卵とは鶏卵の内容物のみを集めたものであり、卵白だけのもの、卵黄だけのものも対象。
			●マーガリン又はショートニング製造業を含む。
			●みそ加工品（粉末みそ、調味みそ等）、しょうゆ加工品（つゆ、たれ、だし入りしょうゆ等）の製造も可能。
			●ただし、しょうゆ加工品は、原料に占めるしょうゆの重量割合が上位3位以内かつ5%以上のものに限る（製造時に添加した水は原料として換算しない）。
			●酒類の製造に小分けが含まれることを明確化。
			●豆腐やその副産物を主原料とする食品（焼豆腐、油揚げ、生揚げ、がんもどき、ゆば、凍り豆腐、おからドーナツ、豆乳〔密封・密栓された清涼飲料水たるものは除く〕等）の製造が可能。
			●複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業を除く。
			●調理麺（ねぎ、天ぷら、油揚げ、チャーシュー、コロッケ、カレー 等を添付したもの）の製造も可能。
			●食肉製品製造業、水産製品製造業、豆腐製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業を除く。
			●米飯やパンを組み合わせた食品（おにぎり弁当、サンドイッチ等）の製造も可能。
			●そうざいには、そうざい半製品（衣を付けた油で揚げていないコロッケ等）を含む。

## 【参考】新しい営業許可業種の概要（一覧表）

旧許可業種（34業種） 【現行】	新許可業種（32業種） 【令和3年（2021年）6月1日～】	業の範囲	概要及び留意点
	<b>new</b> 複合型そうざい製造業（第26号）	そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品を製造する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「HACCPに基づく衛生管理」を行う場合に限る。</li> <li>●高度な衛生管理を行うことを条件として、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業、麺類製造業の営業許可の取得を免除。</li> </ul>
食品の冷凍または冷蔵業（旧第17号） -食品の冷凍または冷蔵業（倉庫業）	再編 冷凍食品製造業（第27号） （届出業種）	そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●複合型冷凍食品製造業を除く。</li> <li>●規格基準が定められているそうざいの冷凍食品、小売販売用に包装された農水産物の冷凍食品が対象。</li> </ul>
	<b>new</b> 複合型冷凍食品製造業（第28号）	冷凍食品製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品（冷凍品に限る）を製造する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「HACCPに基づく衛生管理」を行う場合に限る。</li> <li>●高度な衛生管理を行うことを条件として、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業、麺類製造業の営業許可の取得を免除。</li> </ul>
缶詰または瓶詰食品製造業（旧第33号） ソース類製造業（旧第27号）	<b>new</b> 漬物製造業（第29号） 再編 密封包装食品製造業（第30号） （届出業種）	漬物を製造する営業 密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品）であって、常温で保存が可能なものを製造する営業（本表第1号～第29号の営業を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漬物を主原料とする食品（高菜漬炒め、味付けザーサイ、味付けメンマ等）の製造も可能。</li> <li>●常温保存可能なレトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰等が対象。</li> <li>●食酢（すし酢を含む）、はちみつ、要冷蔵品は対象外（届出業種）。</li> <li>●従来のソース類製造業の対象のうち、容器包装に密封された常温保存可能なものは対象（その他は届出対象）。</li> </ul>
	<b>new</b> 食品の小分け業（第31号）	許可を要する製造業において製造された食品（既製品）を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既成品（菓子製造業、乳製品製造業（固形物〔チーズ、バター等〕に限る）、食肉製品製造業、水産製品製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業で製造された食品）を単に小分け・包装のみを行う営業。</li> <li>●調理・小売販売での小分けは対象外。</li> <li>●アイスクリーム、乳、乳製品、清涼飲料水、液卵、酒類の小分けは対象外（製造業の許可が必要）。</li> </ul>
添加物製造業（旧第34号）	添加物製造業（第32号）	法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物を製造（小分け含む）する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●規格が定められた添加物を用いた添加物製剤の製造も対象。</li> <li>●規格が定められていない添加物製剤の小分けは対象外。</li> </ul>
乳類販売業（旧第10号） 乳酸菌飲料製造業（旧第20号）	（届出業種） （廃止） ・生乳使用のものは、乳処理業、乳製品製造業で製造可能。 ・生乳不使用のものは、乳処理業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業で製造可能。		
冰雪販売業（旧第22号）	（届出業種）		